

手配旅行取引条件書
(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)

株式会社エクスペリサス
(東京都知事登録旅行業 第 2-7580 号)

本書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

本書面に記載のない事項については、当社の旅行業約款「手配旅行契約の部」の定め、及び、旅行契約の締結に当たり当社が当社の Web サイト上で表示し又は交付した書面（電磁的記録を含む。）に記載した内容によります、

1 手配旅行契約

- (1) 本旅行は、当社が手配する旅行であり、お客様と当社の間で、手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様による宿泊、運送その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- (3) 当社は、旅行サービスの手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関その他の旅行サービス提供者（以下「旅行サービス提供者」といいます。）に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2 申込金と旅行契約の成立

- (1) ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の 20%相当額の申込金を申し受けます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部として取り扱います。
- (2) 申込みいただく旅行契約（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を「受理」したときに成立します。
- (3) 前号にかかわらず、次の場合は申込金の支払を受けることなく旅行契約が成立します。
 - ・ クレジットカード（通信契約）によるお申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したとき。
 - ・ 当社が、申込金の支払を受けることなく、旅行契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
 - ・ 当社が、旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合（当社が旅行契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。）。

3 申込条件

- (1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨を

お申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。

- (2) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (4) 15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (5) 旅行契約に基づき当社が手配した旅行サービスを営利目的で利用することは、固くお断りします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為が判明したときは、旅行契約を解除することがあります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4 旅行代金

- (1) 現地払いの場合、お申し込みいただいた旅行サービスの利用日に、旅行サービス提供者に対し、直接、お支払いいただきます。
- (2) 事前払いの場合、当社提携のクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けることを条件として旅行契約を締結する場合の取扱いは、以下のとおりです。
 - ・ 申込時に、会員番号、カード有効期限その他当社が指定する情報を通知していただきます。
 - ・ 与信等の理由により、クレジットカードでのお支払いができない場合、又はクレジットカード会社よりカード無効の連絡を受領した場合、当社は、旅行契約を解除し、取消料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
 - ・ 当社は、お客様と旅行契約を締結した場合であって、お客様もしくは旅行者の任意又は、お客様もしくは旅行者の責による契約の解除により、お客様が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、所定の伝票へのお客様の署名なくして、ご登録いただいたクレジットカードにより、当該費用等の支払いを受けます。
- (3) 当社は、旅行契約が締結された後であっても、旅行サービス提供者が旅行サービスの料金を改定した場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

5 旅行契約の解除

(1) お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ・ お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ・ 未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供者の未払い費用

(なお、各旅行サービスの取消料は、各旅行サービス提供業者が定める条件によります。)

- ・ 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様について下記の事由が生じたときは、旅行契約を解除し、予約を取り消させていただく場合があります。この場合、前項に定める費用はお客様の負担とします。

- ・ お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合
- ・ お客様が登録されたクレジットカードによる決済ができない場合
- ・ お客様が第3項の申込条件を満たしていないことが判明した場合

(3) 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します

6 当社の責任と損害賠償・免責事項

(1) 当社の責任と損害賠償

当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

(2) 免責事項

当社は、例えば、次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- ・ 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、旅行サービス提供業者による旅行サービスの提供の中止による損害
- ・ 食中毒
- ・ お客様ご自身の故意又は過失による損害
- ・ その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3) お客様の責任

お客様の故意又は過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

7 名称、住所及び登録番号

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-15-12 LAIDOUT SHIBUYA

エクスペリサス株式会社（東京都知事登録旅行業第2-7580号）

旅行業務取扱管理者 増田和穂・弓削貴久

作成日：2026 年 9月1日